

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 5 年 7 月 5 日

市川市長 田中 甲

- 1 送達を受けるべき者の氏名又は名称
HE KAI Q I A N G
- 2 送達すべき書類を特定するために必要な情報
20260701-0127

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

市川市告示第 143 号

令和 8 年 6 月市川市議会定例会で議決された令和 8 年度市川市一般会計補正予算（第 2 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により公表する。

令和 8 年 7 月 8 日

市川市長 田 中 甲

議案第6号

令和8年度市川市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度市川市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ358,359千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ201,870,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月5日提出

市川市長 田 中 甲

令和 8 年 6 月 23日議決 市川市議会議長
(可 決) 大久保たかし



市川市告示第 184 号

令和 8 年 6 月市川市議会定例会で議決された令和 8 年度市川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により公表する。

令和 8 年 7 月 8 日

市川市長 田 中 甲

議案第7号

令和8年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度市川市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和8年度市川市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
公共下水道整備雨水事業	2,675,416千円	40,000千円	2,715,416千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	13,782,212千円	40,000千円	13,822,212千円
第1項 企業債	9,252,200千円	27,600千円	9,279,800千円
第6項 負担金	277,346千円	12,400千円	289,746千円
	支	出	
第1款 資本的支出	15,782,312千円	40,000千円	15,822,312千円
第1項 建設改良費	13,531,073千円	40,000千円	13,571,073千円

(継 続 費)

第4条 継続費を次のとおり改める。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	高谷2号幹線 建設事業	2,408,000 千円		千円	2,448,000 千円		千円
				2	232,000		2	232,000
				3	580,000		3	580,000
				4	600,000		4	600,000
				5	400,000		5	400,000
				6	278,000		6	278,000
				7	201,000		7	201,000
				8	117,000		8	157,000

(企 業 債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)	(既決限度額)	(補正限度額)	(計)
公共下水道事業	8,628,000千円	27,600千円	8,655,600千円

令和8年6月5日提出

市川市長 田 中 甲

令和 8 年 6 月 23日議決 市川市議会議長
(可 決) 大久保たかし

